

ほっかいどう
北海道での きんきゅう じ たい そ ち
緊急事態措置

そ ち たい さく と く
※措置(対策、取り組みのこと)

ねん がつ にち
2021年5月28日

ない よう
内 容

くに きんきゅう じ たい そ ち し まち むら ふ いじょう しんがた
国が緊急事態措置をする市、町、村が増えました。これ以上、新型コロナウイルス
ひろ ひろ ひと ひと あ いま すく ひつよう
が広がらないように、人と人が 会うことをを 今よりもっと少なくする必要があります。
ほっかいどう す ひと きょうりよく ねが
北海道に住む人へ 協力を お願いします。

しんがた どう たいさく とくべつ そ ち ほうだい じょう だい じょう
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条・第24条)

ほっかいどう し まち むら たいさく とくてい そ ち くいき つよ たいさく
北海道すべての市、町、村で 対策をします。特定措置区域は、さらに 強い 対策
をします。

たい しょう
対 象

とくてい そ ち くいき つよ たいさく し まち むら
特定措置区域 (強い 対策をする 市、町、村)

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう しんしのつむら
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、
おたるし あさひかわし
小樽市、旭川市

そ ち くいき たいさく し まち むら
措置区域 (対策する市、町、村)

とくてい そ ち くいき し まち むら ほっかいどう
特定措置区域ではない 市、町、村(北海道すべて)

いつまで

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)～6月20日(日)

とく てい そ ち く いき
特定措置区域

とくてい そちくいき
特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

ほっかいどう す ひと ひと ねが
【北海道に住んでいる人、いる人へのお願い】

いつまで

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)～6月20日(日)

そと で
(外へ出かけるとき)

◆**必要なとき※以外 出かけない。特に午後8時を過ぎたら、外へ出ない。**

さらに、日中、週末(土・日曜日)も **外へ出かけない。**(特措法第45条第1項)

◆**必要なとき:病院などへ行くとき、食料・薬・生活に必要なものを買うとき、仕事へいく必要があるとき、外での運動や散歩など、生活や健康に必要なことをするときそして、必要なときでも、人がたくさんいる場所や時間は 行かないでください。**

◆**必要なとき以外、他の都府県へ行かない。特に「緊急事態が出ている場所」へは行かない**

(特措法第45条第1項)

◆**道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。**

ねが
お願いの
ないよう
内容

の た いんしよくてん の た みせ
(飲んだり食べたりするとき) ※飲食店(飲んだり食べたりできる店)

◆**うつらない・ひろげないように していない飲食店や 時間を守っていない飲食店には**

入らない(特措法第45条第1項)

◆**外・公園で 大人数でお酒を飲むなど、うつる・ひろがる行動をしない**

(特措法第45条第1項)

◆**一緒に住んでいない人と 飲んだり 食べたりしない(特措法第24条第9項)**

らいどう けんとう みなさま きょうりょくいらい
【来道を検討している皆様への協力依頼】

きょうりょく いらい
協力依頼
ないよう
内容

◆**新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。**
(協力要請)

◆**基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えることとさせていただきます。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。**

特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

【飲食店などへのお願い】

いつ

2021年6月1日(火)～6月20日(日)

ねが
お願い
する店

- ・ 飲食店 (家へ届けたり・持って帰ることはできます)
- ・ 「食品衛生法の飲食店営業許可」を受けているバー、カラオケボックス、結婚式

【お酒やカラオケがある飲食店(お酒の持って行って飲むことができる飲食店を含む)】

ただし、お酒類を出したり、カラオケができないようにする場合は、【それ以外の飲食店】と同じです)

◆ 休みにする (特措法第45条2項)

【それ以外の飲食店(家へ届けたり、もってかえることを除く)】

◆ 営業する時間は 5時から20時まで(特措法第45条第2項)

ねが
お願い
の内容

◆ うつらない・ひろげないために 次(つき)のことをします。(特措法第45条第2項)

- ・ 店で 働く人たちの 検査を できるだけ おこなう ・ 入る人が うつらないように 整理したり、案内する
 - ・ 熱がある人、具合の悪い人などは 入ることができないように する
 - ・ 手や 指を 消毒する 場所を つくる ・ つかっている 場所を 消毒する
 - ・ マスクをすること、感染を ひろげないために 行っている とりくみを 知らせる
 - ・ 理由がないのにマスクをしない人が 店などに入ることや、中にいることは できないようにする
 - ・ 建物の空気をいれかえる ・ アクリル板などを置く。人と人が間をあけて、うつらないようにする
- ◆ 「業種別(それぞれの場所での)ガイドライン」を守ってください。(特措法第24条第9項)
- ◆ 結婚式場では、飲食店と同じお願いに従ってください。また、できるだけ短い時間(1.5時間以内)で、少ない人数(50人または50%の人数、どちらで少ない人数)で行うこと(協力のお願い)

※ お願いに 協力した事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い

中小企業:1日あたりの売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

とくてい そちくいき
特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

かいさい ようせい きょうりよく いらい
【イベントの開催についての要請・協力依頼】

いつ

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)～6月20日(日)

がつ にち はんばんい かぎ めやす み ふよう あつか がつ にち つぎ きさいじこう み がつ にち
※ 5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日
いこう しんきはんばんい ていし
以降のチケットの新規販売を停止すること。

にんずう じょうげん
**人数上限
及び
収容率**

にんずうじょうげん にん しゅうようりつ とくそほう だい じょうだい こう
○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)

かんせんよぼう てってい ばあい むかんきやく はいしん かいさい けんとう
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催も検討する
(特措法第24条第9項)

ようせい
**要請・
協力依頼
内容**

さけるい(さかるい)ていきょう りようしゃ さけるい(さかるい) てんない もちこみ ふく おこなわない きょうりよくいらい
◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)

えいぎょうじかん じ むかんきやく かいさい もよおしもの のぞ とくそほうだい じょうだい こう
◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)

かいさい あ ぎょうしゅべつ じゅんしゅ とくそほう だい じょうだい こう
◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

もよおしものぜんご みつ およ いんしよく かいひ ほうさく てってい とくそほうだい じょうだい こう
◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)

くに せつしよくかくにん ほっかいどう つうち どうにゆう めいぼ さくせい
◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成
など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)

さんかしゃとう ちようこう ちようき かくほ ひつよう しゅうち よ どう てってい
◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。
(特措法第24条第9項)

ぜんこくてき いどう ともな また さんかしゃ にん こ じっし
◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に
当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

じぎょうしゃ ようせい きょうりょくいらい
【事業者への要請・協力依頼】

とくてい そちくいき
特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

き かん
期 間

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)～6月20日(日)

しよくば しゅっきん ざいたくきんむ かつよう きゅうかしゆとく そくしんとう
◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、
しゅっきんしやすう わり さくげん めざ きょうりょくいらい
出勤者数の7割削減を目指す(協力依頼)

しよくば しゅっきん ばあい じさしゅっきん じてんしゃ つうきんとう ひと せつしよく ていげん とりくみ
◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組
きょうりょく すいしん きょうりょくいらい
を強力に推進する(協力依頼)

じいこう ふよう ふきゆう がいしゆつ じしゆく てつてい ふ じぎょう けいぞく ひつよう ば
◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場
あい のぞ じ いこう きんむ よくせい きょうりょくいらい
合を除き、20時以降の勤務を抑制する(協力依頼)

ぎょうしゆべつ じゆんしゆ とくそほうだい じょうだい こう
◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

きゆうけい ばしょ しょくじ ばしょ しよくば かんせん たか ばしょ さいてんけん
◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する
とくそほうだい じょうだい こう
(特措法第24条第9項)

しゅよう かんこう しせつ とう はん か がい おくがい こうこく じ いこう や
◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜
かん しょうとう きょうりょくいらい
間消灯する(協力依頼)

ようせい
要請・
きょうりょくいらい
協力依頼
ないよう
内容

こうつうじぎょうしゃ きょうりょくいらい
【交通事業者への協力依頼】

とくてい そちくいき
特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

期 間

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)~6月20日(日)

きょうりょくいらい
協力依頼
ないよう
内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する(協力依頼)

き かん
期 間

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)～6月20日(日)

えいせい かんり れいわ かいいてい もと がっこうきよういくかつどう がくせいりよう
◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮におけ
かんせん ぼうし たいさく てってい とくそほう だい じょうだい こう
る感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)

じどう せいと どうきよ かぞく かんせん じょうきよう そくじ はあく がつきゅう がくねん ぜんこう じんそく
◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速
はばひろ きゅうぎようとう そち こう ばあい がくしゅうとう
かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により
まな ほしょう るすばん こんなん じどう いばしょ かくほ
学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
とくそほうだい じょうだい こう
(特措法第24条第9項)

がっこうぎようじ うんどうかい たいいくさい しゅうがくりよう しゅくはくがくしゅうとう ちゅうし えんき しゅくしゅう
◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する
とくそほうだい じょうだい こう
(特措法第24条第9項)

こうとうがっこう とくべつ しえん がっこう ぶんさんとうこう がくしゅう く あ
◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイ
がくしゅう じっし がつ にち とくそほうだい じょうだい こう
ブリッドな学習を実施する(5月18日～)(特措法第24条第9項)

ぶかつどう げんそく きゅうし ぜんこく ぜんどう たいかい とう かつどう かぎ けんこう
◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康
じょうたい たじゅう おこな かんせんしゅうたいさく ぜんこう しどう たいせい かくりつ
状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。
とくそほうだい じょうだい こう
(特措法第24条第9項)

だいがく せんもんがっこう とう げんそく じゅぎょう こんなん ばあい ぶんかつ
◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割し
じゅぎょう だいきょうしつ かつよう じっし みつ かいひ とくそほうだい じょうだい こう
た 授業や大教室の活用などの実施により密を回避する(特措法第24条第9項)

ようせい ないよう
要請内容

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

とくてい そ ち く いき
特定措置区域
 さつぼろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
 しんしのつむら おたるし あさひかわし
 新篠津村、小樽市、旭川市

| き かん 期 間 | ねん がつ にち か がつ にち にち 2021年6月1日(火)～6月20日(日) | | ようせい きょうりょくいらい ないよう 要請・協力依頼内容 | |
|--|--|---|---|---|
| | しせつ しゅるい 施設の種類 | うちわけ 内訳 | 1,000㎡をこえる | 1,000㎡をこえない |
| ようせい 要請・ きょうりょくいらい 協力依頼 ないよう 内容 | しょうぎようしせつ 商業施設 | だいきぼしょう こうりてん 大規模小売店、 ひやつかてん ショッピングセンター、百貨店 など せいかつひつじゅぶつし のぞ (生活必需物資を除く) | へいじつ えいぎょうじかん じ ◆平日、営業時間20時まで どにちきゅうじつ きゅうぎよう 土日祝日、休業 とくそほうだい じょうだい こう (特措法第24条第9項) だいきぼ こうりてん ※大規模小売店、ショッピング ひやつかてん グセンター、百貨店などのち、 せいかつひつじゅぶつし のぞ 生活必需物資を除く さけるい せつび ていきょう ◆酒類及びカラオケ設備の提供 りようしゃ さけるい てんないもちこみ (利用者による酒類の店内持込 を含む)を行わない(協力依頼) にゅうじよしゃ せいりゆうどうとう てつ ◆入場者の整理誘導等を徹底 底する(特措法第24条第 9項) とくそほうだい じょうだい こう する(特措法第24条第9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホームペ ージ等を通じて広く周知する きょうりょくいらい (協力依頼) | えいぎょうじかん じ ◆営業時間は20時までとする きょうりょくいらい (協力依頼) だいきぼ こうりてん ※大規模小売店、ショッピン グセンター、百貨店などの せいかつひつじゅぶつし のぞ うち、生活必需物資を 除く さけるい せつび ていきょう ◆酒類及びカラオケ設備の提供 りようしゃ さけるい てんないもちこみ (利用者による酒類の店内持込 を含む)を行わない(協力依頼) にゅうじよしゃ せいりゆうどうとう てつ ◆入場者の整理誘導等を徹 底する(特措法第24条第 9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホーム ページ等を通じて広く周知 する(協力依頼) |
| | ゆうぎしせつ 遊技施設 | や パチンコ屋、ゲームセンター など | さけるい せつび ていきょう ◆酒類及びカラオケ設備の提供 りようしゃ さけるい てんないもちこみ (利用者による酒類の店内持込 を含む)を行わない(協力依頼) にゅうじよしゃ せいりゆうどうとう てつ ◆入場者の整理誘導等を徹底 底する(特措法第24条第 9項) とくそほうだい じょうだい こう する(特措法第24条第9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホームペ ージ等を通じて広く周知する きょうりょくいらい (協力依頼) | さけるい せつび ていきょう ◆酒類及びカラオケ設備の提供 りようしゃ さけるい てんないもちこみ (利用者による酒類の店内持込 を含む)を行わない(協力依頼) にゅうじよしゃ せいりゆうどうとう てつ ◆入場者の整理誘導等を徹 底する(特措法第24条第 9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホーム ページ等を通じて広く周知 する(協力依頼) |
| | ゆうぎようしせつ 遊興施設 | せい ふうぞく てん かちうま どうひょうけん ほんばいじよ 性風俗店、勝馬投票券発売所、 じょうがい ば (しゃ・ふな) けん うりば 場外馬(車・舟)券売場 など | さけるい せつび ていきょう ◆酒類及びカラオケ設備の提供 りようしゃ さけるい てんないもちこみ (利用者による酒類の店内持込 を含む)を行わない(協力依頼) にゅうじよしゃ せいりゆうどうとう てつ ◆入場者の整理誘導等を徹底 底する(特措法第24条第 9項) とくそほうだい じょうだい こう する(特措法第24条第9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホームペ ージ等を通じて広く周知する きょうりょくいらい (協力依頼) | さけるい せつび ていきょう ◆酒類及びカラオケ設備の提供 りようしゃ さけるい てんないもちこみ (利用者による酒類の店内持込 を含む)を行わない(協力依頼) にゅうじよしゃ せいりゆうどうとう てつ ◆入場者の整理誘導等を徹 底する(特措法第24条第 9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホーム ページ等を通じて広く周知 する(協力依頼) |
| | ぎよう サービス業 | せんとう スーパー銭湯、エステサロン せいかつ ひつじゅぶつし のぞ など(生活必需サービスを除く) | とくそほうだい じょうだい こう する(特措法第24条第9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホームペ ージ等を通じて広く周知する きょうりょくいらい (協力依頼) | とくそほうだい じょうだい こう する(特措法第24条第9項) せいりゆうどうとう じょうきよう ◆整理誘導等の状況をホームペ ージ等を通じて広く周知 する(協力依頼) |

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】
 (他の支援メニューを活用した施設は対象外となります。)

【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
 大規模施設 20万円 × 面積 / 1,000㎡ × 営業時短割合
 テナント 2万円 × 面積 / 100㎡ × 営業時短割合
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

とくてい そちくいき
特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
しんしのつむら おたるし あさひかわし
新篠津村、小樽市、旭川市

いんしょくてん どう いがい しせつ ようせい きょうりよく いらい じゆん とりあつか ようせい しせつ
【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

き かん
期間

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日(火)～6月20日(日)

ようせい
**要請・
協力依頼
内容**

| 施設の種別 | 内訳 | 要請・協力依頼内容 |
|-----------|---------------------------|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など | ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) |
| 集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など | ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) |
| ホテル・旅館 | ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る) | ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画館については、(1,000㎡超の施設)21時までの時短(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの時短(協力依頼) |
| 運動施設、遊技施設 | 野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など | ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) |
| 博物館等 | 博物館、美術館 など | ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼) |
| 結婚式場 | 結婚式場 | ◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人または50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼) |

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】5月16日～5月31日の取扱い
大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数
※ 営業時間に占める時短の時間の割合

いんしょくてん どう いがい しせつ ようせい きょうりよく いらい
【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

とくてい そ ち く いき
特定措置区域

さっぽろし えべつし ちとせし えにわし きたひろしまし いしかりし どうべつちよう
 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
 しんしのつむら おたるし あさひかわし
 新篠津村、小樽市、旭川市

き かん
期間

がつ にち か
6月1日（火）～6月20日（日）

たいしよう しせつ
対象施設

ようせい きょうりよく いらい
要請・協力依頼

ほいいくしょ かいご ろうじん ほけん しせつ
**保育所、介護老人保健施設
 等の社会福祉施設など**

かんせん たか かつどう どう せいげん きょうりよくいらい
・感染リスクの高い活動等の制限（協力依頼）

そう さい じよう
葬祭場

さか(さけ)るいていきよう り しよう しゃ さけ(さか)るい もちこみ ふく おこな きょうりよくいらい
・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)

と しょ かん
図書館

にゆうじよう しゃ せい り ゆうどう どう てっぺい とくそほうだい じようだい こう
・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)

ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、
 美容院、質屋、貸衣装屋、ク
 リーニング店など

にゆう じよう しゃ せい り ゆう どう どう てっぺい とくそほうだい じようだい こう
・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
 てん ぽ いんしゅ さけ(さか)るいていきよう り しよう しゃ さけ(さか)るい もちこみ
**・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を
 含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)**

じ どう しゃ きよう しゆう じよ がく しゆう じゆく
自動車教習所、学習塾など

かつよう どう はたら きょうりよくいらい
オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

こうりつ しせつ
公立施設

どう りつ し せつ およ し ちよう そん りつ しせつ げんそく きゆうかん
◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

そ ち く いき
措置区域

いつまで

ねん がつ にち か がつ にち にち
2021年6月1日（火）～6月20日（日）

そと で
(外へ出かけるとき)

◆必要なとき※以外 出かけない。特に午後8時を過ぎたら、外へ出ない。

さらに、日中、週末(土・日曜日)も 外へ出かけない。(特措法第24条第9項)

※必要なとき:病院などへ行くとき、食料・薬・生活に必要なものを買うとき、仕事へいく必要があるとき、外での運動や散歩など、生活や健康に必要なことをするときそして、必要なときでも、人がたくさんいる場所や時間は 行かないください。

◆必要なとき以外、他の都府県へ行かない。特に「緊急事態が出ている場所」へは行かない

とくそほう だい じょうだい こう
(特措法第24条第9項)

ねが
お願いの
ないよう
内容

の た いんしょくてん の た みせ
(飲んだり食べたりするとき) ※飲食店(飲んだり食べたりできる店)

◆うつらない・ひろげないように していない飲食店や 時間を守っていない飲食店には 入らな

い(特措法第24条第9項)

◆「黙食(話をしないで食べる)」をする(食事は4人より少ない人数、短い時間で、お酒をたく

さん飲まない、大声を出さない、会話の時はマスクをつける)(特措法第24条第9項)

◆外・公園で 大人数でお酒を飲むなど、うつる・ひろがる行動をしない(特措法第24条第9項)

らいどう けんとう みなさま きょうりよく いらい
【来道を検討している皆様への協力依頼】

ねが
お願いの
ないよう
内容

◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力 控える。

(協力依頼) ※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏ま

え、感染が拡大している地域への不要不急の 移動は極力控えることとされています。特に、

発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に

応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

き かん
期 間

がつ にち にち がつ にち げつ
6月1日(火)～6月20日(日)

たいしょうせつ
対象施設

いんしょくてん いんしょくてん たくはい のぞ
〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
ゆうきょうせつ どう しょくひん えいせいほう いんしょくてん えいぎょうきょか う てんぽ
〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
およ いんしょくてん えいぎょうきょか う てん
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
けっこんしきじょう しょくひん えいせいほう じょう いんしょくてん えいぎょうきょか う けっこんしきじょう
〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

ようせいないう
要請内容

えいぎょう じかん じ じ とくそほうだい じょうだい こう
◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)

さけ(さか)るい ていきょう りょうしゃ さかるい てんない もちこみ みと いんしょくてん ふく
◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は
じ じ とくそほうだい じょうだい こう
11時から19時まで(特措法第24条第9項)

ぎょうしゅ べつ じゅんしゅ とくそほうだい じょうだい こう
◆業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

いんしょくてん えいぎょう きょか う てんぽ せつび ていきょう ば
◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場
あい とうがい せつび りょう おこな とくそほう だい じょうだい こう
合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

ようせい きょうりよく じぎょうしゃ しえんきん しきゅう ちょうせいちゅう
※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

いんしょくてん たい きょうりよくきん どう きじゅんがく がつ にち がつ にち とりあつか
【飲食店等に対する協力金の道の基準額】5月16日～5月31日の取扱い

ちゅうしょうきぎょう にち うりあげだか おう まんえん まんえん だいきぎょう にち うりあげだか げんしょうがく おう さいだい まんえん
中小企業:1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

そ ち く い き
措置区域

き かん
期 間

が づ に ち か が づ に ち に ち
6月1日(火)～6月20日(日)

※ 5月31日までに販売されたもの(に)限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

にんずうじょうげん
人数上限
および
収容率

にんずう じょうげん にん とくそほうだい じょうだい こう
○人数上限5,000人 (特措法第24条第9項)

しゅうりつ
○収容率

い ない おおごえ かんせい せいえんとう ぜんてい
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※1)

い ない おおごえ かんせい せいえんとう そうてい とくそほう だい じょうだい こう
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2) (特措法第24条第9項)

かんせん よぼう てつてい ばあい むかんきやく はいしん かいさい くわ えんき また
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。(特措法第24条第9項)

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

ようせい
要請・
協力依頼
内容

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで(協力依頼)

◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)

◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策の徹底(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

き かん
期 間

がつ にち か がつ にち にち
6月1日（火）～6月20日（日）

ようせい
要請・
きょうりょくいらい
協力依頼
ないよう
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（協力依頼）
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（協力依頼）
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（協力依頼）
- ◆業種別ガイドラインを遵守する（特措法第24条第9項）
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する
（特措法第24条第9項）
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する（協力依頼）
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する（協力依頼）
- ◆1,000m²超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する（協力依頼）

き かん
期 間

が につ にち か が につ にち にち
6月1日（火）～6月20日（日）

ようせい ないよう
要 請 内 容

えいせい かんり れいわ かいいてい もと がっこうきょういっかつどう がくせいりょう
◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮にお
ける感染防止対策を徹底する(特措法第24条第9項)

じどう せいと どうきよ かぞく かんせん じょうきょう そくじ はあく がつきゅう がくねん ぜんこう
◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校
での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オン
ライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の
居場所を確保する。(特措法第24条第9項)

がっこうぎょうじ うんどうかい たいいくさい しゅうがくりょこう しゅくはくがくしゅうどう ちゅうし えんき しゅくしょう
◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する
(特措法第24条第9項)

ぶかつどう げんそく きゅうし ぜんこく ぜんどう たいかい どう かつどう かぎ
◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ること
し、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体
制を確立する。(特措法第24条第9項)

し みつ かいひ とくそほうだい じょうだい こう
◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実
施により密を回避する(特措法第24条第9項)

こうりつ しせつ
公 立 施 設

どうりつ しせつ げんそく きゅうかん
◆道立施設は、原則、休館とする。

しちょうそん りつ しせつ かんせんじょうきょう しせつ もくてき ふ じゅんじ きゅうかんとく けんとう きょうりよくいらい
◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する(協力依頼)